

JIS A 5308:1996 附属書 1

6. 砂利及び砂

- (1) 砂利及び砂は、清浄、強硬、耐火性、耐久性をもち、ごみ、土及び有機不純物などを有害量含んでいてはならない。
- (2) 砂利及び砂の粒度は、大小粒が適度に混合しているもので、その粒度の標準は附属書1表1の範囲とする。

附属書1表1 砂利及び砂の標準粒度

粒の大きさによる区分		50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15
砂利	40	100	95 ~ 100	-	-	35 ~ 70	-	10 ~ 30	0 ~ 5	-	-	-	-	-
	25	-	-	100	95 ~ 100	-	30 ~ 70	-	0 ~ 10	0 ~ 5	-	-	-	-
	20	-	-	-	100	90 ~ 100	-	20 ~ 55	0 ~ 10	0 ~ 5	-	-	-	-
砂		-	-	-	-	-	-	100	90 ~ 100	80 ~ 100	50 ~ 90	25 ~ 65	10 ~ 35	2 ~ 10

8. 骨材を混合して使用する場合

骨材を混合して使用する場合は次のとおりとする。

- (1) 同一種類の骨材を混合する場合は、混合したものの品質が3.、4.、5.又は6.の規定に適合しなければならない。
- (2) 異種類の骨材を混合して使用する場合は、混合前の骨材の品質が、それぞれ3.、4.、5.又は6.の規定に適合しなければならない。
ただし、粒度及び塩化物量については、混合したものの値が6.の規定に適合しなければならない。